生活保護制度の改革にかかる指定都市市長会緊急要請

生活保護制度の改革に向けては、今年5月より生活保護制度に関する国と地方の協議が開始されており、生活保護受給者に対する就労・自立支援、医療扶助や住宅扶助等の適正化、生活保護費の適正支給の確保、第2のセーフティネットと生活保護との関係整理の4つが検討項目として挙げられ、8月を目途に取りまとめを行うとされている。

これらの4項目は、いずれも喫緊に検討すべき重要な課題であるが、昨年10月に要請したとおり、生活保護制度の抜本的改革にあたっては、社会保障制度全般のあり方も含め検討がなされる必要がある。

今回の国と地方の協議は、「生活保護制度を巡る厳しい現状や地方自治体の提案を踏まえ、制度改正も視野に入れた協議であり、これまでの協議とは一線を画すものである」と国は明言している。したがって、今秋に法律が施行される求職者支援制度をはじめとする稼働可能層の自立支援等喫緊の課題については実効あるものとなるよう迅速に対応するとともに、社会保障制度全般に関わる制度的課題については拙速に結果を取りまとめるのではなく、いずれにおいても地方自治体の意見を十分に反映した制度の改革がなされるべきである。国が一方的に最終の取りまとめを行うのであれば、協議の場の趣旨を大きく損なうものである。国民全体が重大な関心を持っている問題であり、自治体の意見を真摯に検討されるよう、次のとおり要請する。

1. 稼働可能層の自立支援について

本来、働くことができる人には、まず、就労自立支援等の対応がなされるべきであり、自立支援策と生活保護が一体となって機能するようにすること。

今秋より法律が施行される求職者支援制度をはじめとする第2のセーフティネットについては、生活保護制度に優先する制度として定めること。そのためには、少なくとも生活支援のための給付額が全国一律十万円とすることは認めがたい。生活保護費より高くし、実効ある就労支援を行うなど、生活保護に頼ることなく就労自立が可能な内容とすること。また、期間を徒過すれば生活保護に至るのでは意味がないため、実効ある就労支援を行うこと。

2. 生活保護の適正化について

地方自治体が責任を持って制度を運営していくためには、権限の強化とその根拠の 明文化が不可欠である。また、医療扶助に関し、例えば医療費の一部自己負担につい て、社会保障審議会・生活保護基準部会でも取り上げて議論を行い、具体的な仕組み づくりを行うこと。さらに、生活保護法等関連法令の改正などの必要な措置を迅速に 講じること。

3. 生活保護費の負担について

生活保護はナショナルミニマムとして、本来、国の責任において実施するべきであ り、その経費は全額国庫負担すること。

平成23年7月27日指定都市市長会